

浜松市旧水窪地域自治区患者輸送車運行規程

- 1 この規程は、旧水窪地域自治区内の患者輸送車運行に関し必要な事項を定める。
- 2 患者輸送車は、1日あたり2回運行し、1回目の運行は患者の居住地区から患者が受診する医療機関への輸送に係る運行とし、2回目は当該医療機関から患者の居住地区への輸送に係る運行を行うものとする。
- 3 患者輸送車に乗車できる患者は、自ら通院できる状態である者とし、患者輸送車の乗車中に他者による看護又は手当等を必要とするような重度のものの輸送は行わないものとする。
- 4 居住地区から医療機関までへの輸送のために患者輸送車に乗車しようとする患者は、当該車両に乗車の際に氏名、診察を受けようとする医療機関名を申し出ることとし、医療機関での受診後に、医療機関から居住地区までへの輸送のために患者輸送車に乗車しようとする患者は、当該車両に乗車の際に、氏名及び医療機関において当日に診察を受けたことを証する書面を患者輸送車の運転手に対し提示してから乗車することとする。
- 5 運行は隔週の曜日で市長が指定し、当該指定日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合には市長が指定する日に振替運行することとする。
- 6 市が臨時に運行を変更し、又は休止する場合は、自治会長等を通じ、患者輸送車の利用者へ連絡する。
- 7 市長が指定した乗降場以外での患者輸送車への乗り降りは、危険防止のため禁止する。
- 8 その他、必要な乗車台帳等は市が保存する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。